

日本社会福祉系学会連合規程（2011年5月28日改正）

〔目的〕

第1条 本連合は、社会福祉系学会の学会活動の質の向上と社会貢献をめざすための情報交換ならびに連携を目的とする。

〔名称〕

第2条 本連合は、日本社会福祉系学会連合と称する。

〔構成〕

第3条 本連合は、つぎの会員をもって構成する。

- ① 正会員 社会福祉系学会
 - ② 賛助会員 本連合の活動に賛同する団体
- 2 本連合への入会にあたっては、総会の承認を必要とする。

〔事業〕

第4条 本連合は、次の事業を実施する。

- ① 会員の活動に関する情報交換
- ② シンポジウム等の開催
- ③ 日本学術会議の活動に対する支援と協力
- ④ その他会員による活動の促進に貢献する事業

〔役員等〕

第5条 本連合に会長、事務局長、会計担当委員、運営委員および監事を置く。

- 2 会長は、本連合を代表し、活動を総理する。
- 3 事務局長は、本連合にかかわる事務を総務する。
- 4 会計担当委員は、本連合の会計を担当する。
- 5 運営委員は、本連合の活動を企画し、推進する。
- 6 監事は、本連合の会計及び事業について監査を行い、総会に報告する。

〔役員を選出等〕

第6条 会長は、任期を2年とし、会員学会の担当委員の互選によって選出する。

- 2 事務局長、会計担当委員および監事の任期は2年とし、会長が委嘱し、総会の承認を得る。
- 3 運営委員の任期は2年とし、会長が委嘱する。

〔組織〕

第7条 本連合の活動を推進するため、総会ならびに運営委員会を設置する。

2 総会は年1回開催する。

3 運営委員会は、事務局長、会計担当委員および運営委員をもって構成し、本連合の活動を企画し、運営する。

〔会計〕

第8条 本連合の会計は、会員学会による分担金及び寄付金・研究助成金等で執行する。

2 会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

第9条 本連合の事務所は、日本社会福祉学会に置く。

〔規程の改正〕

第10条 この規程の改正は総会において行う。

付則 この会則は、2006年4月23日より施行する。

この会則は、2007年3月17日より施行する。

この会則は、2011年5月28日より施行する。